令和8年度

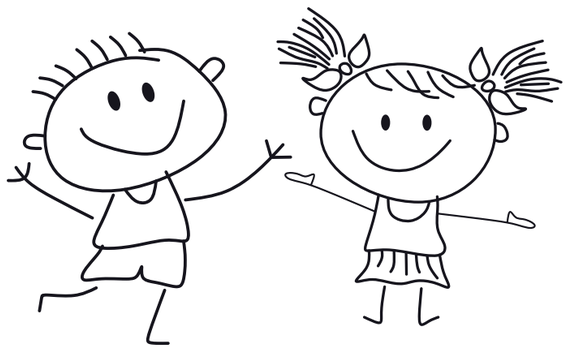
令和8年12月施行

こども性暴力防止法対応研修

12月25日より[※1]こども性暴力防止法が施行されます。
本法律は、学校や保育所等の義務対象施設（法定事業者）だけでなく、学習塾やスポーツ教室等の民間事業者（認定事業者）においても導入が進められます。施行に伴い定められたガイドラインでは、未然防止・早期発見・適切な対応の3つの柱が示されました。本研修では、職種や立場に関わらず、こどもと接する現場で求められる実務的な知識と、こどもも職員も安心して過ごせる環境づくりのポイントをわかりやすく学びます。

日　時　令和８年　１２月　１０日（木）９：００～１２：００

内　容　1.こども性暴力防止とガイドラインについて
2.ガイドラインの３つの柱
3.ガイドラインの意義について



対　象　保育･教育･児童福祉に関わる職員
民間事業者（学習塾・スポーツ教室等）など

講　師　伊藤　嘉余子　氏



大阪公立大学　学長補佐/教授 現代システム科学域　教育福祉学類長

社会福祉士、保育士、養育里親。専門は児童福祉学、家族福祉学。社会的養護（里親制度・特別養子縁組・児童養護施設等）や、子ども家庭福祉に関する研究に長年従事している。国や地方自治体において、児童虐待防止や社会的養護に関する多数の委員を務める。

定　員　４０名

※申込多数の場合は、神戸市在住・在勤を優先し抽選

受講料　3,000円（事前振込）

申　込　市民福祉大学ホームページ

https://www.shiminfukushidaigaku.jp

※お知らせいただいた個人情報は研修にかかる事務以外には使用いたしません。

会　場　こうべ市民福祉交流センター

●各線「三宮」駅下車、徒歩15分
●市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」下車徒歩7分
●市バス7系統「市民福祉交流センター前」下車すぐ
（右の二次元コードでGooglemapへ移行します）

締　切　１１月１２日（木）

※締切後の申込についてはお問い合わせください。

※1「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」





主催・お問合せ
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会市民福祉大学
〒651-0086　神戸市中央区磯上通3丁目1-32
TEL：(078)271-5300　FAX：(078)271-5365